

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第十五号

平成二十四年

三月二十九日

木曜日

目次

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第一中

六二	甲府市中央二丁目八番一三号先 (市道桜本通線と市道横近習本通線との交差点)	税務署東	五五・八・一一 告示 第三五号
----	--	------	-----------------------

六二	甲府市中央二丁目八番一三号先 (市道同士の十字路交差点)	舞鶴城公園南	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
----	---------------------------------	--------	------------------------

六八	甲府市飯田二丁目三番一五号先	NHK入口	五四・一一・一九
----	----------------	-------	----------

(県道中下条甲府線と市道飯田(C)線との交差点)

告示
第五一号

六八	甲府市飯田一丁目三番一五号先 (県道中下条甲府線と市道との十字路交差点)	山梨県立大学 入口	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
----	---	--------------	------------------------

一〇八	甲府市緑が丘二丁目四番一四号先 (県道甲府葦崎線と市道緑が丘二号線と市道上木戸狐塚線との交差点)	社会保険事務 所入口	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---	---------------	----------------------

一〇八	甲府市緑が丘二丁目四番一四号先 (県道甲府葦崎線と市道との十字路交差点)	甲府年金事務 所入口	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
-----	---	---------------	------------------------

一五九	甲府市塩部三丁目六番一〇号先 (市道中道線と上木戸狐塚線との交差点)	社会保険事務 所北	五九・一一・一五 告示 第五三号
-----	---------------------------------------	--------------	------------------------

一六〇	甲府市飯田三丁目一〇番一六号先 (市道飯田C線と飯田一・B線との交差点)	NHK南	五五・一〇・六 告示 第四一号
-----	---	------	-----------------------

<p>一五九 甲府市塩部三丁目六番一〇号先 (市道同士の十字路交差点)</p> <p>甲府年金事務 所北</p> <p>平成二十四年三月二十九日 告示第三二号</p>	<p>一六〇 甲府市飯田三丁目一〇番一六号 先(市道同士の丁字路交差点)</p> <p>山梨県立大学 北</p> <p>平成二十四年三月二十九日 告示第三二号</p>
<p>二二七 甲府市千塚一丁目三番二四号先 (県道甲府敷島葦崎線と市道との十字路交差点)</p> <p>千塚一丁目</p> <p>平四・八・六 告示 第三二号</p>	<p>二二七 甲府市千塚一丁目四番一九号先 (県道甲府葦崎線と市道との丁字路交差点)</p> <p>千塚一丁目</p> <p>平成二十四年三月二十九日 告示第三二号</p>
<p>三九 東八代郡中道町上曾根一、八六 八番地先(県道甲府精進湖線)</p> <p>中道北小入口</p> <p>四七・八・一〇</p>	<p>三九 甲府市上曾根町一、八六八番地 先(市道同士の十字路交差点)</p> <p>中道北小入口</p> <p>平成二十四年三月二十九日 告示第三二号</p>
<p>二八 山梨市小原西五八三の一(県道 山梨三日市場線と市道山梨市駅前 通り線との交差点)</p> <p>法務局前</p> <p>五四・六・一 告示 第二八号</p>	

<p>二八 山梨市小原西五八三番地一先 (県道三日市場南線と市道との十字 路交差点)</p> <p>八ナミズキ通 り西</p> <p>平成二十四年三月二十九日 告示第三二号</p>	<p>二 東山梨郡勝沼町勝沼三、〇二二 番地先(国道二〇号線)</p> <p>勝沼中学校入 口</p> <p>四二・九・二五</p>
<p>二 削除</p> <p>平成二十四年三月二十九日 告示第三二号</p>	<p>二 市道 相川東 線</p> <p>甲府市宝二丁目二七 番一四号先(荒川橋 東詰交差点)から甲 府市宝二丁目一番 一五号先(相川二の 橋東詰)まで(三五 メートル)</p> <p>車両 (二輪 ・軽車 両を除 く)</p> <p>日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで 一三 時 から 一六 時 まで</p> <p>甲府 平四・三・五 第七号</p>
<p>二三 市道</p> <p>甲府市宝二丁目二六 番二二号先(中橋東 側交差点)から甲府</p> <p>車両 (二輪、 軽車両)</p> <p>日曜、 休日 を除く 七</p> <p>甲府 平成二十四年三月二 九日 告示第三二号</p>	

に改める。
別表第三中

		市宝二丁目一番一 六号先(相川二の橋 東詰)まで(一九〇 メートル)	を除く	時から 九時ま で及び 一三時 から一 六時ま で	

を

四三六	町道 上八田 ズリ切 線	東八代郡中道町下曾 根三七三の二後藤喜 代造所有畑先から東 八代郡中道町下曾根 一、一七八番地後藤 祇熙所有畑先まで (五〇〇メートル)	車両 (農耕 作業用 車を除 く。)	七時か ら九時 まで	南甲 府 五四・一一・一七 四八号
-----	-----------------------	--	--------------------------------	------------------	----------------------------

を

四三六	市道	甲府市下曾根町一、 一五二番地先(丁字 路交差点)から甲府 市下曾根町一、三九 〇番地一先(国道一 四〇号との丁字路交 差点)まで(三七〇 メートル)	車両(農 耕作業用 自動車、 軽車両 を除く。)	七時か ら九時 まで	南甲 府 平成二十四年三月二 九日 告示第三二号
-----	----	--	--------------------------------------	------------------	--------------------------------------

に改める。
別表第四中

三六五	市道 相川左	甲府市宝二丁目二七番 一、二号先(立川方)か (軽車 南から北	車両 車両進行	甲府 平九・二・二 七
-----	-----------	--	------------	-------------------

	岸線	ら甲府市宝二丁目二七 番一四号先(相川第三 之橋東詰)まで (三七メートル)	を 除く。	へ 終日	告示 第一六号
--	----	---	----------	---------	------------

を

三六五	削除			甲府 平成二十四年三 月二十九日 告示第三二号
-----	----	--	--	----------------------------------

に改める。
別表第五中

を

二四二	市道	甲府市小瀬町一番地 先(市道同士の三差 路交差点)	東進す る車両 (軽車 を 除く。)	土曜、 日曜、 休日 を除く 七時三 〇分 から 八時三 〇分 まで	南甲府 平成二十三年二 月十五日 告示第一二四号
-----	----	---------------------------------	--------------------------------	---	-----------------------------------

を

二四二	市道	甲府市小瀬町一番地 先(市道同士の三差 路交差点)	東進す る車両 (軽車 を 除く。)	土曜、 日曜、 休日 を除く 七時三 〇分 から 八時三 〇分 まで	南甲府 平成二十三年二 月十五日 告示第一二四号
-----	----	---------------------------------	--------------------------------	---	-----------------------------------

に改める。
別表第六中

二四二	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施二、五九 八番地先（田富中学 校南東角交差点）	北進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三号
-----	-------------------	------------------------------------	------------	------------------	-----	---------------------------

四四三	国道二 〇号	北巨摩郡双葉町下今 井二、九九九番地先 （場外車券場南側丁 字路交差点）	北進す る車両	終日	葦崎	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
四四四	町道南 原線	北巨摩郡双葉町下今 井二、九九九番地先 （場外車券場南側丁 字路交差点）	西進す る車両	終日	葦崎	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号

を

四四三	削除				葦崎	平成二十四年三月 二十九日 告示第三号
四四四	市道	甲斐市下今井二、九 九九番地先（国道二 〇号と転回路との交 差点）	南進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年三月 二十九日 告示第三号

に、

五二六	県道甲 府南ア	甲斐市西八幡四、四 二七番地一先（開国 る車両	南進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年二月 一六日
-----	------------	-------------------------------	------------	----	----	-----------------

を

ルプス 線	橋東詰交差点左折導 流部）					告示第一六号
----------	------------------	--	--	--	--	--------

に改める。
別表第十中

五二六	県道甲 府南ア ルプス 線	甲斐市西八幡四、四 二七番地一先（開国 橋東詰交差点左折導 流部）	南進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年二月 一六日 告示第一六号
五二七	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施二、五二 五番地一先（田富中 学校南東角交差点）	南進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三号

を

二、二六五	県道 甲府精 進湖線	東八代郡中道町下曾根四一の一 一後藤喜彦方畑			南甲 府	五三・一〇・九 三八号
-------	------------------	---------------------------	--	--	---------	----------------

を

二、二六五	国道三 五八号	甲斐市下曾根町五七一番地先（ 笛南中通学路交差点）			南甲 府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三号
-------	------------	------------------------------	--	--	---------	---------------------------

に、

二、三三七	県道 甲府、 敷島、 葦崎線	甲斐市千塚二丁目四番一七号先 河島電気北側			甲府	五四・八・一〇 三七号
-------	-------------------------	--------------------------	--	--	----	----------------

二、三三七	県道甲府 府葎崎線	甲府市千塚三丁目三番四一号先 (千塚一丁目交差点)	三	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
-------	--------------	------------------------------	---	----	-----------------------

二、五三四	市道	甲府市飯田五丁目四四番先 沓掛明久方前	一	甲府	五五・二二・一五九号
-------	----	------------------------	---	----	------------

二、五三四	削除			甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
-------	----	--	--	----	-----------------------

四、五三六	県道 一一号線	中巨摩郡榑形町沢登六〇七番地先 (町道十五所七号線等との十字路交差点)	三	小笠原	平一・一一・八 告示 第四二号
-------	------------	--	---	-----	-----------------------

四、五三六	市道	南アルプス市沢登九七七番地先 (南アルプス市消防本部北西角 十字路交差点)	四	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
-------	----	---	---	-------	-----------------------

五、三九八	県道富	南都留郡富士河口湖町長浜一、	二	富士	平成二十四年二月
-------	-----	----------------	---	----	----------

	土河口湖精進線 湖精進線 県道青木ヶ原船津線	三三三番地三先(県道富士河口湖精進線と県道青木ヶ原船津線との丁字路交差点)		吉田	一六日 告示第一六号
--	------------------------------	---------------------------------------	--	----	---------------

五、三九八	県道富士河口湖精進線 湖精進線 県道青木ヶ原船津線	南都留郡富士河口湖町長浜一、三三三番地三先(県道富士河口湖精進線と県道青木ヶ原船津線との丁字路交差点)	二	富士 吉田	平成二十四年二月一六日 告示第一六号
五、三九九	市道	甲府市千塚三丁目七番四七号先 (市道同士の十字路交差点)	一	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇〇	市道	甲府市千塚三丁目七番一六号先 (市道と甲府水道道との十字路交差点)	一	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇一	市道	甲府市塩部三丁目一番一号先 県道甲府昇仙峡線と市道との十字路交差点)	二	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇二	市道	葎崎市穂坂町宮久保四六五番地一先(県営住宅葎崎穂坂団地北東角十字路交差点)	一	葎崎	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇三	市道	葎崎市藤井町北下條二、五三一	一	葎崎	平成二十四年三月

五、三九八	県道富士河口湖精進線 湖精進線 県道青木ヶ原船津線	南都留郡富士河口湖町長浜一、三三三番地三先(県道富士河口湖精進線と県道青木ヶ原船津線との丁字路交差点)	二	富士 吉田	平成二十四年二月一六日 告示第一六号
五、三九九	市道	甲府市千塚三丁目七番四七号先 (市道同士の十字路交差点)	一	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇〇	市道	甲府市千塚三丁目七番一六号先 (市道と甲府水道道との十字路交差点)	一	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇一	市道	甲府市塩部三丁目一番一号先 県道甲府昇仙峡線と市道との十字路交差点)	二	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇二	市道	葎崎市穂坂町宮久保四六五番地一先(県営住宅葎崎穂坂団地北東角十字路交差点)	一	葎崎	平成二十四年三月二十九日 告示第三号
五、四〇三	市道	葎崎市藤井町北下條二、五三一	一	葎崎	平成二十四年三月

— 番地先（葎崎中央公園南東角交
差点） —
— 二九日
告示第三二号

に改める。

別表第十三中

六	国道二〇号	甲斐市下今井二、九六四番地一先（そば奥藤竜王店前）から甲州市勝沼町勝沼二、二六二番地先（柏尾交差点）までの上下線	二五、〇七	車両	終日	南甲	平成二二年一月
						府	年一月
						葎崎	一五日
						笛吹	告示第一
						日下	一六号
						部	

を

六	国道二〇号	甲州市勝沼町勝沼二、二六二番地先（柏尾交差点）から甲斐市下今井三、〇五八番地四先（南原交差点）までの上下線	二五、二九	車両	終日	南甲	平成二四年三月二
						府	年三月二
						葎崎	九日
						笛吹	告示第三
						日下	二号
						部	

に改める。

別表第十四中

二二八	県道 甲府八代線 塩山市 川大門線	甲府市太田町二五番七号先（秋山生花店西交差点）から東八代郡御坂町栗合一七九番地の一先（栗合交差点）まで	九、二五〇	高速車 中速車	四〇	甲府 石和	六三・三 ・三一 第一〇号
-----	-------------------	---	-------	------------	----	----------	---------------------

を

二二八	県道 甲府笛吹線	甲府市太田町二五番地七先（太田町南交差点）から笛吹市石和町小石和二八九番地一先（蛭見橋西詰交差点）までの両側	五、九〇〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	南甲	平成二四年三月二九日
						府	年三月二
						笛吹	九日
							告示第三
							二号

に

四四一	県道 芦倉竜王線	中巨摩郡竜王町竜王一、九五番地先（国道二〇号線との交差点）から中巨摩郡白根町駒場沢橋西詰まで	一〇、〇〇	高速車 中速車	四十	南甲	五四・二
						府	・一六
						小笠原	八号

を

四四一	県道 甲斐芦安線	南アルプス市野牛島一、八四五番地先（野牛島交差点）から南アルプス市駒場八〇番地先（駒沢橋西詰）までの両側	七、三八五	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	南ア	平成二四年三月二九日
						ルブ	年三月二
						ス	九日
							告示第三
							二号

に

四九一	市道 相川	甲府市宝二丁目一番一五号先（興	三五〇	車両	二十	甲府	五二・一
							二・一一

東線	石謙方) から甲府市宝二丁目二七番一四号先(幸運堂前)まで					四四号
----	-------------------------------	--	--	--	--	-----

四九一	市道	甲府市宝二丁目二六番二二号先(中橋東側交差点)から甲府市宝二丁目一番一五号先(相川二の橋東詰)までの両側	一九〇	車両	二二〇	甲府	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	----	--	-----	----	-----	----	-----------------------

六〇六	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇〇一番地先(甲州ほとう小作双葉バイパス店前)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)までの両側	一、五九〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎	平成二二年一月一五日 告示第一一六号
-----	-------	--	-------	---------------	----	----	-----------------------

六〇六	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇五八番地四先(南原交差点)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)まで	一、三七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	-------	--	-------	---------------	----	----	-----------------------

	の両側					
--	-----	--	--	--	--	--

六五二	県道甲府敷島葦崎線	甲府市東光寺三丁目一三番二五号先(善光寺交差点)から北巨摩郡双葉町下今井五五一番地の一先(下今井交差点)までの両側	一〇、四〇〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	甲府 葦崎	平成二三年三月一日 告示第九号
-----	-----------	---	--------	---------------	----	----------	--------------------

六五二	県道甲府葦崎線	甲府市東光寺三丁目七番三七号先(こどもの国人口交差点)から甲斐市下今井五五一番地の一先(下今井交差点)までの両側	九、九三〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	甲府 葦崎	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	---------	--	-------	---------------	----	----------	-----------------------

六七九	国道一三九号線	西八代郡上九一色村富士ヶ嶺一、四二二番地先(静岡県建設省富士市起点36・6キロポスト地点)から西八代郡上九一色村本栖二一八番地の一一三五先(建設省)	二、三〇〇	高速車 中速車	五〇	富士 吉田	六一・三 一一二 一一号
-----	---------	--	-------	------------	----	----------	--------------------

六八〇	国道一三九号線	西八代郡上九一色村本栖地内(日石、本栖給油所)から南都留郡鳴沢村地内(緑の休暇村入口)まで	一〇、九〇	高速車 中速車	五〇	富士 吉田	六三・一 一・一〇 第二八号
		富士市起点38・9キ口ポスト地点)まで					

六七九	国道一三九号	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺一、四二三番地先(静岡県境)から南都留郡鳴沢村八、五三二番地五先(富士緑の休暇村入口)までの両側	一四、六五	車両(原付・けん引を除く)	五〇	富士 吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号
六八〇	削除					富士 吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号

六八八	町道 滝沢通り線	中巨摩郡榑形町小笠原三六五番地の一先(国道五二号线との交差点)から	一、二〇〇	高速車 中速車	四十	小笠原	五五・一〇・六四一号
-----	-------------	-----------------------------------	-------	------------	----	-----	------------

六八八	削除	ら中巨摩郡榑形町小笠原地内宮地橋南詰まで				南ア ルブス	平成二四年三月二九日 告示第三二号
-----	----	----------------------	--	--	--	-----------	----------------------

七〇三	国道一三九号線	西八代郡上九一色村富士ヶ嶺地内(建設省道標三八・九キ口ポスト)から西八代郡上九一色村本栖地内(日石、本栖給油所前)まで	二、〇〇〇	高速車 中速車	四〇	富士 吉田	六三・一〇 一・一〇 第二八号
-----	---------	---	-------	------------	----	----------	-----------------------

七〇三	削除					富士 吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号
-----	----	--	--	--	--	----------	----------------------

七三六	県道敷	中巨摩郡昭和町飯	一、八〇〇	車両(五〇	南甲	平成二四年
-----	-----	----------	-------	-----	----	----	-------

	島田富線	喰字村西一、二四六番地の一先(釜無工業団地入口交差点)から中巨摩郡竜王町玉川三、六六八番地先(竜王西小学校北交差点)まで		原付・けん引を 除く。	府	平成二四年五月三〇日 告示第二八号
--	------	--	--	----------------	---	----------------------

七三六	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡二、四六一番地一先(玉幡小学校入口交差点)から中巨摩郡昭和町飯喰一、二四六番地一先(釜無工業団地入口交差点)までの両側	二、四二五	車両(けん引を除く)	南甲府 葦崎	平成二四年三月二九日 告示第三二号
-----	---------	---	-------	------------	-----------	----------------------

七五二	県道河口湖上九一色線	南都留郡足和田村長浜九二七番地先(外川商店前交差点)から南都留郡河口湖町河口一、一〇八番地先(河口交差点)まで	八、二〇〇	高速車 中速車	富士 吉田	五六・九五〇号
-----	------------	---	-------	------------	----------	---------

七五二	県道富	南都留郡富士河口	七、七五〇	車両	四〇	富士 平成二四
-----	-----	----------	-------	----	----	------------

	土河口湖精進線	湖町長浜二、二五四番地一先(中村川橋北詰)から南都留郡富士河口湖町河口一、六六二番地先(丁字路交差点)までの両側		原付・けん引を 除く。	吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号
--	---------	--	--	----------------	----	----------------------

七八八	市道北新一号线	甲府市北新二丁目一番一四号先(石井方前)から甲府市北新二丁目三番(市営竜雲荘六号館東側)まで	三三四	車両	甲府	五六・二二七 五九号
七八九	その他の道路	甲府市北新二丁目五番(市立北新小学校校庭南西角)から甲府市北新二丁目七番九号(自衛隊山梨地方連絡部)まで	四五〇	車両	甲府	五六・二二七 五九号

七八八	市道	甲府市北新二丁目三番一号先(丁字路交差点)から甲府市北新二丁目一番一三号先(甲府財務事務所かわせみ寮北東角交差点	三四五	車両	甲府	平成二四年三月二九日 告示第三二号
-----	----	--	-----	----	----	----------------------

七八九	市道	()までの両側	三三〇	車両	二〇	甲府	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
		甲府市北新一丁目七番九号先(自衛隊山梨地方協力本部南東角丁字路交差点)から甲府市北新一丁目六番一〇号先(北新消防会館南東角丁字路交差点)までの両側					

八〇六	金川曾根広域農道	東八代郡境川村藤袋四八四番地の二先(金刀比羅橋北詰)から東八代郡中道町心経寺地内(心経寺橋南詰)まで	二、〇〇〇	車両	三〇	石和南甲府	五七・二一五七号
-----	----------	--	-------	----	----	-------	----------

八〇六	削除					南甲府 笛吹	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	----	--	--	--	--	-----------	-----------------------

八二二 林道 南都留郡河口湖町 四、八三〇 高速車 四〇 富士 平三・九

八二二	剣丸尾線	船津字剣丸尾六、六六三番地の一先(スバル立体交差点)から南都留郡河口湖町船津字二の段六、六六二番地の一先(育樹祭会場入口交差点)まで	四、八三〇	中速車	五〇	吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
		南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一九先(スバルライン入口交差点)から南都留郡富士河口湖町船津六、六〇三番地先(船津公園墓地富士の里入口十字路交差点)までの両側					

八二二	丸尾線	南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一九先(スバルライン入口交差点)から南都留郡富士河口湖町船津六、六〇三番地先(船津公園墓地富士の里入口十字路交差点)までの両側	四、八三〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	-----	--	-------	---------------	----	----	-----------------------

九二二	県道	南都留郡鳴沢村八五三二番地の二三(河口湖消防署西部出張所)から西八代郡上九一色村富士ヶ嶺三六九番地先県境までの間	二、一六〇	高速車 中速車	四〇	富士 吉田	五八・九五二二号
-----	----	--	-------	------------	----	----------	----------

八二二 林道 南都留郡河口湖町 四、八三〇 高速車 四〇 富士 平三・九

九二二	県道富士宮鳴沢線	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺一、二二五番地先（豊茂小学校東交差点）から南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺三六九番地先（静岡県境）までの両側	二、六八〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	富士吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	----------	--	-------	----------------	----	------	-----------------------

九八〇	町道船津登山道	南都留郡河口湖町船津一、五二一番地先（東京電力河口湖変電所先）から南都留郡河口湖町船津六、六六二番地の一一先（剣丸尾林道との交差点）まで	四、八五〇	高速車 中速車	四〇	富士吉田	五九・九一〇 四三号
-----	---------	--	-------	------------	----	------	---------------

九八〇	町道船津登山道	南都留郡富士河口湖町船津三、四三番地四先（河口湖変電所前交差点）から南都留郡富士河口湖町船津二、九八六番地先（ステラシアター入	一、一四〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	富士吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	---------	---	-------	----------------	----	------	-----------------------

		口交差点）までの両側					
--	--	------------	--	--	--	--	--

一、〇八五	市道昭和大	富士吉田市松山一、三八四番地先（昭和大入口交差点）から富士吉田市上吉田六、五〇一番地の一先（県道富士上吉田線との交差点）まで	四、四五〇	高速車 中速車	四〇	富士吉田	六〇・一一二 四七号
-------	-------	--	-------	------------	----	------	---------------

一、〇八五	市道	富士吉田市松山一、三八四番地二先（昭和大入口交差点）から富士吉田市上吉田六、五〇一番地の一先（県道富士上吉田線との丁字路交差点）までの両側	四、四五〇	車両（原付・けん引を除く。）	五〇	富士吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-------	----	---	-------	----------------	----	------	-----------------------

一、一三四	県道富士北麓公園線	南都留郡河口湖町船津字剣丸尾六、六六三番地の一先（スバルラインとの交差点）から富士吉田市上吉田五	五六〇	高速車 中速車	四〇	富士吉田	六一・一六 三七号
-------	-----------	--	-----	------------	----	------	--------------

一、二 三七	市道 町道	南アルプス市東南 湖八〇八番地先	三、一五〇	車両（ 原付・	五〇	南ア ルプ	平成二四 年三月二
一、二 三七	県道 荆沢市 川大門 線 町道 甲西増 穂線	中巨摩郡甲西町東 南湖七七三番地の 二先（三郡橋北交 差点）から南巨摩 郡増穂町長沢二、 一五番地の一先 （斉藤金蔵方北側 交差点）までの両 側	一、四〇〇	車両 （原付 ・けん 引を 除く）	四〇	小笠 原 鰍沢	平一・ 一・八 告示 第四二 号
一、一 三四	県道富 士北麓 公園線 町道	富士吉田市上吉田 五、五九七番地一 先（福沢橋東詰丁 字路交差点）から 南都留郡富士河口 湖町船津六、六六 二番地一先（林道 剣丸尾線との変則 交差点）までの両 側	九九〇	車両（ 原付・ けん引 を除く）	五〇	富士 吉田	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二二号
		、六〇一番地の一 先（市道昭和大学 通り線との交差点 ）まで					

一、三 二〇	削除					南甲 府	平成二四 年三月二 九日
一、三 二二	町道	中巨摩郡昭和町西 条一、五一四番地 先（昭和バイパス ・昭和水源地入口 交差点）から中巨 摩郡昭和町西条一 、九五六番地の八 先（昭和水源地交 差点）まで	六五〇	高速車 中速車	五〇	南甲 府	平一・ 一・一五 第二七 号
一、三 二〇	町道	中巨摩郡昭和町西 条一、九五六番地 の八先（昭和水源 地交差点）から中 巨摩郡昭和町西条 新田六七一番地の 一先（アルプス通 りとの交差点）ま で	八〇〇	高速車 中速車	四〇	南甲 府	平一・ 一・一五 第二七 号
		三郡橋北交差点） から南巨摩郡富士 川町春米一二六番 地先（下田蛸橋南 側丁字路交差点） までの両側		けん引 を除く）		又 鰍沢	九日 告示第三 二二 号

一、三 二二	町道	中巨摩郡昭和町西条一、五一四番地先（昭和水源入口交差点）から中巨摩郡昭和町西条一、七一〇番地一先（甲府昭和IC西交差点）までの両側	一、四〇〇	車両（原付・けん引を除く。）	五〇	南甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二二号
-----------	----	---	-------	----------------	----	-----	-------------------------

一、三 三七	町道 胎内線	南都留郡河口湖町船津字三の段六、六六二番地の一先（町道船津登山道線との交差点）から南都留郡河口湖町船津字剣丸尾六、六六三番地の一先（スバルラインとの交差点）まで	四七九	高速車 中速車	四〇	富士 吉田	平二・一〇・一五 第二七号
-----------	-----------	--	-----	------------	----	----------	------------------

一、三 三七	削除					富士 吉田	平成二十四年三月二十九日 告示第三二二号
-----------	----	--	--	--	--	----------	-------------------------

一、四 四七	県道 増穂若草線	南巨摩郡増穂町大栲二四八番地の一先（大栲交差点）から南巨摩郡増穂町長沢一、〇一七番地の一先（国道五二号との交差点）までの両側	五四〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	鵜沢	平九・八・一四 告示第四一四号
一、四 四八	町道青柳長沢線	南巨摩郡増穂町青柳町二、三九五番地の三先（ファミリーマート北側交差点）から南巨摩郡増穂町長沢一、一七七番地の一先（町道との丁字路交差点）までの両側	二、一七五	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	鵜沢	平成二十四年三月一日 告示第一六号

一、四 四七	町道	南巨摩郡富士川町大栲二六四番地一先（大栲交差点）から南巨摩郡富士川町長沢一、〇一八番地先（長沢下交差点）までの両側	五四〇	車両（原付・けん引を除く。）	五〇	鵜沢	平成二十四年三月二十九日 告示第三二二号
一、四 四八	町道	南巨摩郡富士川町青柳町二、三九五	一、八七〇	車両（原付・けん引を除く。）	五〇	鵜沢	平成二十四年三月二十九日 告示第三二二号

		番地二先（県営住宅 鯉沢北部団地西 側十字路交差点） から南巨摩郡富士 川町長澤一、一七 七番地先（丁字路 交差点）までの両 側			
		けん引 を除く			九日 告示第三 二号

		中巨摩郡榑形町小 笠原六二五番地先 （大木今朝雄方西 側交差点）から中 巨摩郡榑形町平岡 二、六〇九番地の 一先（河野寅重方 北側交差点）まで の両側			
		けん引 を除く			平九・一 一・一七 告示 第五五号

		南アルプス市小笠 原三六五番地先（ 小笠原橋南詰十字 路交差点）から南 アルプス市小笠原 二、六〇六番地先 （大神山橋南詰十 字路交差点）まで の両側			
		けん引 を除く			平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号

		南巨摩郡増穂町長 沢二、〇〇九番地 先（金丸冷蔵庫製 作所北東方町道甲 西増穂線との十字 路交差点）から南 巨摩郡増穂町長沢 五八六番地の一〇 先（福祉橋南詰） までの両側			
		けん引 を除く			平一・ 一一・八 告示 第四二号

		南巨摩郡富士川町 長澤二、〇一一番 地先（長沢新東橋 南詰）から南巨摩 郡富士川町長澤五 九二番地四先（福 祉橋南詰）までの 両側			
		けん引 を除く			平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号

		甲斐市西八幡二、 五四九番地一先（ 玉幡小学校入口交 差点）から甲斐市 西八幡三、六六八 番地先（竜王西小 学校北交差点）ま での両側			
		けん引 を除く			平成一九 年二月 一三日 告示第一 一七号

<p>一、五 八九</p> <p>町道春 米小林 二号線</p> <p>南巨摩郡増穂町長 沢二、一六〇番地 先（長沢東交差点</p> <p>一、二〇〇</p> <p>車両（ 原付・ けん引</p> <p>四〇</p> <p>鯉沢</p> <p>平成一五 年一二月 一八日</p>	<p>一、五 一九</p> <p>県道甲 府荻崎 線</p> <p>甲府市横根町一三 番地六先（横根交 差点）から甲府市 東光寺三丁目七番 三七号先（こども の国入口交差点） までの両側</p> <p>二、二二〇</p> <p>車両（ 原付・ けん引 を除く</p> <p>五〇</p> <p>甲府</p> <p>平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号</p>	<p>一、五 一九</p> <p>県道 甲府敷 島荻崎 線</p> <p>甲府市東光寺三丁 目一三番二五号先 （善光寺交差点） から 甲府市横根町一三 番地の六先（横根 交差点）までの両 側</p> <p>一、七五〇</p> <p>車両 （原付 ・けん 引を除 く）</p> <p>五〇</p> <p>甲府</p> <p>平成一三 年三月一 日 告示第九 号</p>	<p>一、五 〇七</p> <p>削除</p> <p>荻崎</p> <p>平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号</p>
---	---	---	---

<p>一、六 六〇</p> <p>広域農 道金川 曾根線</p> <p>笛吹市八代町米倉 六八七番地一先（ 米倉橋南交差点） から甲府市心経寺 町一、一五五番地 先（心経寺橋南詰 ）までの両側</p> <p>五、〇〇五</p> <p>車両（ 原付・ けん引 を除く</p> <p>四〇</p> <p>南甲 府 笛吹</p> <p>平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号</p>	<p>一、六 六〇</p> <p>広域農 道金川 曾根線</p> <p>笛吹市八代町米倉 六八七番地の一先 （米倉橋南交差点 ）から笛吹市境川 町藤袋四、八四四 番地の二先（金刀 比羅橋北詰）まで の両側</p> <p>三、〇七五</p> <p>車両（ 原付・ けん引 を除く</p> <p>四〇</p> <p>笛吹</p> <p>平成一九 年一二月 一三日 告示第一 一七号</p>	<p>一、五 八九</p> <p>削除</p> <p>鯉沢</p> <p>平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号</p>	<p>（から南巨摩郡増 穂町小林八五二番 地の一先までの両 側</p> <p>を除く</p> <p>告示第八 号</p>
---	--	---	--

に、

一、六 六四	県道茅野北杜 葦崎線	葦崎市穴山町二、 五〇一番地先から 葦崎市水神二丁目 二番一号先（村松 石材工業南側交差 点）までの両側	四、四六〇	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	四〇	葦崎	平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-----------	---------------	---	-------	--------------------------------	----	----	----------------------------------

に、

一、六 六四	県道茅野北杜 葦崎線	葦崎市穴山町二、 五〇一番地先（市 道との三差路交差 点）から葦崎市水 神二丁目二番一号 先（市道との三差 路交差点）までの 両側	四、二五二	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	四〇	葦崎	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号
-----------	---------------	--	-------	--------------------------------	----	----	----------------------------------

を

一、六 八八	国道一 三七号	南都留郡富士河口 湖町河口二、四六 八番地八先（旧国 道一三七号との分 岐点）から南都留 郡富士河口湖町河 口二、七四六番地 先（河口湖美術館 前交差点）までの 両側	二、五八〇	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	四〇	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
-----------	------------	--	-------	--------------------------------	----	----------	----------------------------------

に、

一、六 八八	町道	南都留郡富士河口 湖町河口一八八番 地先（寺川橋北詰 ）から南都留郡富 士河口湖町河口二 、七四六番地先（ 河口湖美術館前交 差点）までの両側	八九〇	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	四〇	富士 吉田	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号
-----------	----	--	-----	--------------------------------	----	----------	----------------------------------

に、

一、七 〇四	県道四 日市場 上野原 線	都留市朝日馬場三 〇四番地先（盛里 警察官駐在所前） から都留市朝日曾 雌三一二番地先（ 落合橋東詰）まで の両側	一、七三五	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	四〇	大月	平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
-----------	------------------------	---	-------	--------------------------------	----	----	----------------------------------

を

一、七 〇五	県道甲 斐芦安 線	甲斐市竜王一、三 三五番地四先（竜 王立体交差点）か ら南アルプス市野	二、六一五	車両（ 原付・ けん引	五〇	南ア ルプ ス 葦崎	平成二四 年三月二 九日 告示第三
-----------	-----------------	--	-------	-------------------	----	---------------------	----------------------------

一、七 〇九	県道富 士宮鳴 沢線	南都留郡鳴沢村八 、五三二番地二三 先(ひばりヶ丘交 差点)から南都留 郡富士河口湖町富	九、九二〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	富士 吉田	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
一、七 〇八	県道白 井甲州 線	笛吹市八代町南八 八九番地一先(八 代南交差点)から 笛吹市御坂町栗合 一六一番地一先(栗 合交差点)までの 両側	二、七八〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	笛吹	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
一、七 〇七	県道甲 府笛吹 線	笛吹市石和町小石 和二八九番地一先 (蛭見橋西詰交差 点)から笛吹市八 代町南八七九番地 七先(八代南交差 点)までの両側	一、七九〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	笛吹	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
一、七 〇六	市道	斐崎市藤井町南下 條八八五番地一先 (斐崎中央公園南 東角交差点)から 斐崎市藤井町南下 條一、〇七四番地 先(旧ループ橋北 側)までの両側	八七三	車両(原付・けん引を除く)	四〇	斐崎	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
		牛島一、八四五番 地先(野牛島交差 点)までの両側		を除く)			二号

一、七 二二	県道四 日市場 上野原 線	上野原市鶴島三、 四二五番地先(新 天神トンネル北側 丁字路交差点)か ら上野原市鶴島四 、五一五番地先(新 天神トンネル南 側丁字路交差点)	七五〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	上野 原	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
一、七 一一	町道	南都留郡富士河口 湖町河口二、四六 八番地一七先(国 道一三七号との丁 字路交差点)から 南都留郡富士河口 湖町河口一、三七 六番地先(西川橋 南詰)までの両側	四七〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	富士 吉田	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
一、七 一〇	町道船 津登山 道	南都留郡富士河口 湖町船津六、八三 九番地二先(ステ ラシアター入口交 差点)から南都留 郡富士河口湖町船 津六、六六二番地 一三先(林道剣丸 尾線との丁字路交 差点)までの両側	三、七二〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	富士 吉田	平成二四年三月二 九日 告示第三 二号
		土ヶ嶺一、二二五 番地先(豊茂小学 校東交差点)まで の両側		を除く)			

「」までの両側

に改める。

別表第十四の次に次の一表を加える。

別表第十四の二 最高速度（区域）の指定

番号	道路名	区域	延長（メートル）	面積（ヘクタール）	対象	最高速度（キロメートル毎時）	管轄警察署	告示年月日
一	県道富士河口湖精進線 町道	南都留郡富士河口湖町河口一、三七六番地先（西川橋南詰）及び南都留郡富士河口湖町河口一八八番地先（寺川橋北詰）並びに南都留郡富士河口湖町河口一、六六二番地先（丁字路交差点）の県道富士河口湖精進線及び町道に囲まれた区域内の全ての道路	一、六七〇	二七・四五	車両（けん引けん引を除く）	三〇	富士吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号

別表第十五中

三二	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇番地先（甲州ほうとう小作双葉ハイパス店前）から甲斐市下今井三、四八八番地一先（ホテルエリーゼ）までの両側	七六〇	車両	終日	斐崎	平成二一年一月十五日 告示第一一六号
----	-------	---	-----	----	----	----	-----------------------

三二	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇番地先（南原交差点）から甲斐市下今井三、四八八番地一先（中部横断自動車道立体交差点）までの両側	五四〇	車両	終日	斐崎	平成二四年三月二九日 告示第三二号
----	-------	--	-----	----	----	----	----------------------

三九一	県道茅野北杜 斐崎線	斐崎市水神二丁目一〇番先（トンネル東口）から北杜市須玉町若神子新町二七五番地先までの両側	八、七六〇	車両	終日	斐崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
-----	---------------	--	-------	----	----	------	----------------------

三九一	県道茅野北杜 斐崎線	斐崎市水神二丁目一〇番先（市道との丁字路交差点）から北杜市須玉町若神子新	八、五五二	車両	終日	斐崎北杜	平成二四年三月二九日 告示第三
-----	---------------	--------------------------------------	-------	----	----	------	--------------------

町二七五番地先（市道との丁字路交差点）までの両側
二号

四七五	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口一、四六八番地八先（旧国道一三七号との分岐点）から南都留郡富士河口湖町河口二、七四六番地先（河口湖美術館前交差点）までの両側	二、五八〇	車両	終日	富士吉田	平成二三年一月三十一日 告示第一号
-----	--------	--	-------	----	----	------	----------------------

四七五	町道	南都留郡富士河口湖町河口一八八番地先（寺川橋北詰）から南都留郡富士河口湖町河口二、七四六番地先（河口湖美術館前交差点）までの両側	八九〇	車両	終日	富士吉田	平成二四年三月二十九日 告示第三二号
-----	----	--	-----	----	----	------	-----------------------

四七七	茅ヶ岳東部広域農道 葦崎双葉幹線	葦崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交	二、七七九	車両	終日	葦崎	平成二四年一月二日 告示第一〇号
-----	---------------------	---	-------	----	----	----	---------------------

農道 農道一八号	差点）から葦崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先（市道と農道一八号との丁字路交差点）までの両側						

四七七	茅ヶ岳東部広域農道 葦崎双葉幹線	葦崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点）から葦崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先（市道と農道一八号との丁字路交差点）までの両側	二、七七九	車両	終日	葦崎	平成二四年一月二日 告示第一〇号
-----	---------------------	---	-------	----	----	----	---------------------

四七八	市道	葦崎市藤井町南下條八八五番地一先（葦崎中央公園南東角交差点）から葦崎市藤井町南下條一、〇七四番地先（旧ループ橋北側）までの両側	八七三	車両	終日	葦崎	平成二四年三月二十九日 告示第三二号
-----	----	---	-----	----	----	----	-----------------------

四七九	町道	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地一七先（国道一三七号との丁字路交差点）から南都留郡富士	四七〇	車両	終日	富士吉田	平成二四年三月二十九日 告示第三二号
-----	----	--	-----	----	----	------	-----------------------

四八〇	県道四日市場上野原線	土河口湖町河口一、三七六番地先(西川橋南詰)までの両側	七五〇	車両	終日	上野原	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
		上野原市鶴島三、四二五番地先(新天神トンネル北側丁字路交差点)から上野原市鶴島四、五一五番地先(新天神トンネル南側丁字路交差点)までの両側					

に改める。
別表第十六中

二、九九〇	町道 日野春六五号線	北巨摩郡長坂町長坂上条二、二三番地(甲府家畜診療所峡北出張所北側)	長坂	五三・七・二〇三二号
-------	------------	-----------------------------------	----	------------

二、九九〇	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六〇三番地一先(市道同士の三差路交差点・北進車両)	北杜	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
-------	----	---------------------------------------	----	------------------------

三、五三九	町道	中巨摩郡昭和町築地新居二、二七七番地磯部玉雄方東側	南甲府	五四・六・一一八号
-------	----	---------------------------	-----	-----------

三、五三九	県道甲斐中央線	中巨摩郡昭和町築地新居二、二七七番地先(三差路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
-------	---------	----------------------------------	-----	------------------------

四、二二二	市道 水道々路	甲府市千塚三丁目七番一八号先栗田俊夫方北側(西進する車両)	甲府	五五・一〇・六一四号
-------	---------	-------------------------------	----	------------

四、二二二	市道	甲府市千塚三丁目七番一六号先(市道と甲府水道道との十字路交差点・西進車両)	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
-------	----	---------------------------------------	----	------------------------

四、二二四	市道	甲府市千塚五丁目二、六四五番地の一先森沢玉雄方所有畑南側(東進する車両)	甲府	五五・一〇・六一四号
-------	----	--------------------------------------	----	------------

四、二二四	市道	甲府市千塚三丁目七番一八号先(市道と甲府水道道との十字路交差点・東進車両)	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
-------	----	---------------------------------------	----	------------------------

四、四四一	市道	甲府市宝二丁目二七番一四号先宝仏具店北側(西進する車両)	甲府	五五・一一・一一五九号
-------	----	------------------------------	----	-------------

一〇、六六六	町道南原線	北巨摩郡双葉町下今井二、九九九番地先（場外車券場南側国道）	葦崎	平成一五年二月一八日
九、九六三	農道	笛吹市八代町岡二、一五三番地先（四ツ沢大橋西詰十字路交差点・南進車両）	笛吹	平成二四年三月二九日 告示第三二号
九、九六三	耕作道路第四号線	東八代郡八代町岡二、一四四番地先（町道四四四号線との丁字路交差点西側・東進車両）	石和	平成二二年二月一三日 告示第四四号
五、〇〇五	市道	甲府市北新一丁目五番一号先（市立北新小学校北東角丁字路交差点・東進車両）	甲府	平成二四年三月二九日 告示第三二号
五、〇〇五	市道	甲府市北新一丁目五番（市立北新小学校グラウンド南東角）	甲府	五六・一二・七五九号
四、四四一	削除		甲府	平成二四年三月二九日 告示第三二号

一〇、六六六	市道	甲斐市下今井二、九九九番地先（国道二〇号と転回路との交差点・南進車両）	葦崎	平成二四年三月二九日 告示第三二号
一〇、六九三	市道	都留市上谷四丁目一番一号先（山口文三方東側・北進車両）	都留	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一〇、六九三	市道	都留市上谷四丁目一番二四号先（市道同士の丁字路交差点・西進車両）	大月	平成二四年三月二九日 告示第三二号
一一、六〇七	市道	都留市井倉七五七番地先（沢戸橋西詰南東側丁字路交差点・東進車両）	大月	平成二四年二月一六日 告示第一六号
一一、六〇七	市道	都留市井倉七五七番地先（沢戸橋西詰南東側丁字路交差点・東進車両）	大月	平成二四年二月一六日 告示第一六号
一一、六〇八	市道	甲府市千塚三丁目三番四四号先（県道甲府葦崎線と市道との十	甲府	平成二四年三月二九日
		との丁字路交差点・西進車両）		告示第八八号

一一、六〇九	市道	甲府市千塚一丁目三番二四号先 (県道甲府韮崎線と市道との十字路交差点・北進車両)	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一〇	市道	甲府市千塚三丁目三番一三号先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一一	市道	甲府市千塚三丁目八番四〇号先 (市道同士の十字路交差点・東進車両)	甲府	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一二	市道	南アルプス市沢登六〇九番地先 (市道同士の十字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一三	市道	南アルプス市沢登九九番地一先 (市道同士の丁字路交差点・北進車両)	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一四	市道	南アルプス市沢登七七八番地一先 (市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一五	市道	南アルプス市沢登七七〇番地一先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一六	市道	南アルプス市沢登七三七番地一先 (市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号

一一、六一七	市道	南アルプス市沢登七三七番地一先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一八	市道	甲斐市下今井二、九九九番地先 (転回路と市道との交差点・西進車両)	甲斐	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六一九	市道	韮崎市藤井町南下條八八五番地一先 (韮崎中央公園南東角十字路交差点・西進車両)	韮崎	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六二〇	市道	笛吹市八代町大間田一五〇番地先 (五差路交差点・西進車両)	笛吹	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六二二	農道	笛吹市八代町竹居五八〇番地先 (東八中央農免農道と県道笛吹市川三郷線との交差点・東進車両)	笛吹	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六三二	農道	南都留郡鳴沢村三、一五四番地先 (村道との丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六三三	農道	南都留郡鳴沢村二、五七九番地先 (村道との丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六二四	村道	南都留郡鳴沢村二、五三二番地四先 (村道との丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号
一一、六二五	県道四	上野原市鶴島三、四二五番地先	上野原	平成二十四年三月二十九日 告示第三二号

一一、六二六	日市場 上野原 線	(新天神トンネル北側丁字路交 差点・東進車両)	二九日 告示第三二号
県道四 日市場 上野原 線	上野原市鶴島四、五一五番地先 (新天神トンネル南側丁字路交 差点・東進車両)	上野原	平成二四年三月 二九日 告示第三二号

に改める。
別表第十七中

三四八	県道茅 野北杜 葦崎線	北杜市小淵沢町 上笹尾二、五五 五番地の一先か ら葦崎市水神二 丁目二番一先 (村松石材工業 南側交差点)ま での両側	二二、〇八 五	車両	終日	葦崎 北杜	平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-----	-------------------	--	------------	----	----	----------	----------------------------------

を

三四八	県道茅 野北杜 葦崎線	北杜市小淵沢町 上笹尾九〇番 地一先(上笹尾 公民館南側十字 路交差点)から 葦崎市水神二丁 目二番一先(市 道との三差路 交差点)までの 両側	二〇、六二 七	車両	終日	葦崎 北杜	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二二号
-----	-------------------	---	------------	----	----	----------	-----------------------------------

七〇八	市道 北新一 号線	甲府市北新一丁 目一番一四号先 (甲府財務事務 所かわせみ寮北 東交差点)から 甲府市北新一丁 目三番先(市営 竜雲荘六号館東 側)までの両側	三三四	車両	終日	甲府	平一〇・ 三・五 告示 第一三三 号
-----	-----------------	---	-----	----	----	----	--------------------------------

を

七〇八	市道	甲府市北新一丁 目一番二三号先 (北新保育所北 西角丁字路交差 点)から甲府市 北新一丁目一番 一三三号先(甲府 財務事務所かわ せみ寮北東角丁 字路交差点)ま での両側	一五五	車両	終日	甲府	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二二号
-----	----	---	-----	----	----	----	-----------------------------------

に

一、三六六	市道	甲府市上曾根町 一、八二番地 一先(国道一四 〇号と市道との 丁字路交差点) から甲府市上曾	三五五	車両	終日	南甲 府	平成二三 年一月 一五日 告示第一 二四号
-------	----	---	-----	----	----	---------	-----------------------------------

を

一、三六八	市道	甲府市藤井町南	八七三	車両	終日	一、三六七	市道	甲府市北新一丁目五番一号先（北新小学校北東角丁字路交差点）から甲府市北新一丁目五番一号先（北新小学校北西角丁字路交差点）までの両側	一、三六六	市道	甲府市上曾根町一、八二二番地一先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）から甲府市上曾根町一、八九七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側	三五五	車両	終日	南甲府	平成三三年一月十五日 告示第一二四号	根町一、八九七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側
一、三六八	市道	甲府市藤井町南	八七三	車両	終日	一、三六七	市道	甲府市北新一丁目五番一号先（北新小学校北東角丁字路交差点）から甲府市北新一丁目五番一号先（北新小学校北西角丁字路交差点）までの両側	一、三六六	市道	甲府市上曾根町一、八二二番地一先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）から甲府市上曾根町一、八九七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側	三五五	車両	終日	南甲府	平成三三年一月十五日 告示第一二四号	根町一、八九七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側

に改める。

一、三六九	市道	北杜市小淵沢町上笹尾二、五五六番地一先（JA梨北小淵沢支所前交差点）から北杜市小淵沢町上笹尾九〇〇番地一先（上笹尾公民館南側十字路交差点）までの両側	一、二五〇	車両	終日	北杜	平成三四年三月九日 告示第三二号	下條八八五番地一先（荻崎中央公園南東角交差点）から荻崎市藤井町南下條一、〇七四番地先（旧ループ橋北側）までの両側
-------	----	--	-------	----	----	----	---------------------	--